

新潟県選挙管理委員会規程第4号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年4月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
聖籠町	介護老人保健施設 汐彩の郷	北蒲原郡聖籠町大 字次第浜22街区1 番	聖籠町	介護老人保健施設 汐彩の郷	北蒲原郡聖籠町大 字次第浜22街区1 番
	<u>新潟手の外科研究所</u> 病院	<u>北蒲原郡聖籠町諏</u> <u>訪山997番地</u>			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。